消費税インボイス制度説明会

「インボイス」ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」ってナニ？

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません　（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

令和５年１０月１日から消費税に「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。**適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます**。登録申請書は税務署にて令和３年１０月１日より受け付けています。この機会にぜひ説明会にご参加の上、お早目にご準備ください。（**消費税免税事業者でも課税事業者が選択可能のため対象となります。**）

日　　時 ： **令和３年１１月１１日（木）１４時～１５時３０分（予定）**
会　　場 ： 塩尻市市民交流センター(えんぱーく)３F　多目的ホール（大門 1-12-2）
講　　師 ： 松本税務署　国税調査官　奥山　直紀　氏　　**参 加 費 ： 無 料**
定　　員 ： ５０名（定員に達しましたら受付を終了します）
申込方法 ： 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにて１１月４日までにお申込みください。
※風邪の諸症状（咳、発熱、倦怠感等）のある方は参加をご遠慮ください。また新型コロナウイルスの感染状況により急遽中止の可能性があります。

お問合せ：塩尻商工会議所　中小企業相談所　（担当：加納）／電話 0263(52)0258

塩尻商工会議所行　　（切り取らず、この用紙にご記入の上、FAX 送信してください。）

消費税インボイス制度説明会　参加申込書（11/11）
ＦＡＸ：（0263）５１－１３８８（FAX送信の際は、番号に十分ご注意ください。）

事業所名		参加者氏名	
住所	〒	電話番号	（　　）
		FAX 番号	（　　）

◎FAX受信した旨の確認のFAXを返信しますので、FAX番号をご記入ください。返信に日数がかかる場合がありますのでご了承ください。
◎ご記入頂きました情報は、商工会議所が行う事業の実施･運営や商工会議所からの連絡・情報提供のために利用するほか、参加者名簿として掲載し公開することがあります。

*入場時の検温、手指消毒、マスク着用にご協力ください。　　*必要な間隔をあけてご着席ください。
*定期的な換気を行います。

国税庁

事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です！

【登録申請受付開始：令和3年10月1日～】

登録申請は、e-Taxをご利用いただくと手続がスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル

【フリーダイヤル】0120-205-553

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

詳しくお知りになりたい方は
国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ